

《おそれいりますが、経営者様・担当者様にお渡しください》

Zoom 開催 令和7年2月6日（木）13:30～15:00

改正育児介護休業法 解説 Zoom セミナー

育児介護休業法が令和7年4月および10月の2段階で改正されます。

育児関連は、柔軟な働き方を実現するための措置の義務付けとして、短時間勤務制度の利用可能期間延長など、規程の変更のみならず、企業に幅広い対応が求められています。また今回の改正は、介護休業および介護両立支援制度の周知やそれらの制度を利用しやすい環境整備など、介護休業関連も重視した内容となっています。

当セミナーでは、わかりやすさを重視して今回の改正点を解説し、企業に求められる実務対応の要点をご説明します。

【セミナーの主な内容】

- ・ 令和7年4月・10月の法改正ポイント
- ・ まず、会社が令和7年4月1日までにやることは？
- ・ 会社が令和7年10月1日までにやることは？
- ・ 「義務＝必ずやるべきこと」と「努力義務＝やったほうがよいこと」の区別
- ・ 就業規則と労使協定の変更が必要な個所と変更方法 等

【会場・開催日時】 Zoomにて開催 令和7年2月6日（木）13:30～15:00

【受講料】 一般企業様：5,500円 顧問先様：無料

あらかじめZoomアプリが使用できる環境であることを確認しておいてください。
当日、トラブル（映らない、聞こえない他）が発生した場合、大変申し訳ございませんが西遠労務協会にての個別の対応はできかねます。

*** 参加申込書（ファックスをお願いします） ***

Fax 番号 053-436-1138

（西遠労務協会宛）HP

貴社名	Tel
貴社ご住所	やり取りメールアドレス
フリガナ ご参加者名氏名： 役職：	フリガナ ご参加者名氏名： 役職：

【当事務所での個人情報の取扱いについて】

*お預かりしました個人情報は、以下の利用目的の範囲を超えて利用しません。また、利用目的の範囲内において、配送業者などの第三者に個人情報の取扱いを委託することがあります。

①本セミナーに関するご連絡、②次回以降開催するセミナーのご案内、③事務所便り等当事務所のサービス提供に関するご案内

*参加申込書への個人情報等のご記入は任意ですが、すべての項目へのご記入がない場合、セミナーへの参加受付ができませんのでご了承ください。また、場合によりご記入いただいた内容につきまして確認のご連絡をさせていただくことがあります。

*当事務所でお預かりしました開示対象個人情報に関し、利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の請求等のお求めがありましたら、ご本人様又はその代理人様より、西遠労務協会 個人情報保護管理者（053-436-1033）までご連絡ください。